

# 報 道 資 料

発 表 日 : 令和3年10月7日  
問 合 せ 先 : 食と農の振興部畜産課  
朝倉、倉田  
0742-27-7448 (内線3885)

## 滋賀県近江八幡市における豚熱発生（国内72例目） に伴う県内での対応について

10月6日に、滋賀県近江八幡市の農場において、豚熱が発生しました。これに伴う本県での対応状況は以下のとおりです。現時点で、県内において豚熱を疑う異常は認められず、今後も引き続き情報把握に努めてまいります。

### 1 発生を受けての県内での対応

- 家畜保健衛生所が豚・いのししの県内飼養者（19戸※）に対し、電話と広報紙による周知及び注意喚起を実施  
＜調査事項等＞  
異常の有無の確認、飼養衛生管理の再確認、早期発見・早期通報の再徹底
- 家畜保健衛生所が定期的に豚・いのししの県内飼養者に対して立入し臨床検査実施
- 県内の飼養豚に対する豚熱ワクチンの接種、野生いのししに対する豚熱経口ワクチンの散布
- 食と農の振興部内を中心として、発生状況・対応状況の情報共有

※県内飼養者 合計19戸  
(豚9戸、いのしし・ミニブタ10戸)

### 2 報道機関へのお願い

- 1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはない、感染豚の肉が市場に出回ることもありません。また、ワクチンを接種した豚についても安全性が認められています。
- 2) 各農場への取材は、豚熱に限らず家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。
- 3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。